

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	3	担当課	医療対策課
法令名	臨床検査技師等に関する法律施行規則	根拠条項	第18条 第1項	許認可等 の内容	登録証明書の書換え交付申請
<p>臨床検査技師等に関する法律施行規則 (昭和三十三年七月二十一日 厚生省令第二十四号)</p> <p>(登録証明書の書換え交付の申請)</p> <p>第十八条 衛生検査所の開設者は、衛生検査所の登録証明書の記載事項に変更を生じたときは、その書換え交付を申請することができる。</p> <p>2 前項の申請は、様式第十による申請書に衛生検査所の登録証明書を添えて、これをその衛生検査所の所在地の都道府県知事に提出することによつて行うものとする。</p>					